

特定非営利活動法人枚方マンション管理組合連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人枚方マンション管理組合連合会（略称・枚管連、以下「本会」という）という。

(事務所)

第2条 本会は事務所を大阪府枚方市牧野北町5番5号におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、情報交換、経験交流、研修及び分譲マンション居住者等への必要な情報提供を行うことにより、マンション居住者等の自治能力の向上を図るとともに、管理組合が自らの責任において住環境の向上、建物・設備の維持管理、良好なコミュニティの形成を図ることで、適正なマンション形成に伴うまちづくりの推進と消費者の保護に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表に掲げる次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 消費者の保護を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) マンションの管理運営に関する情報交換、情報提供、セミナー研修等の事業
- (2) マンションの管理運営に関する相談、支援の事業
- (3) マンションの管理運営に関する調査・研究及びその成果の発行の事業
- (4) マンションの管理運営に関する行政機関への提案、提言の事業
- (5) その他本定款第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の3種類とし、団体会員と個人会員をもって法上の社員とする。

- (1) 団体会員 本会の目的に賛同して入会した建物の区分所有等に関する法律（以下区分所有法という）に定める区分所有者の団体及びその他の団体
- (2) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した区分所有法に定める区分所有者及びその他の個人
- (3) 賛助会員 本会を賛助するために入会した団体及び個人

(入会)

第7条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出するものとする。この場合、会長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。会長は入会を認めないときは、速やかに理由を付した

書面をもって入会申込者に通知しなければならない。

(会費)

第8条 本会の会費は総会において別に定める。

(資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 団体会員もしくは賛助会員である団体が消滅したとき及び個人会員もしくは賛助会員である個人が死亡したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 本会から除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 本会は会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において当該会員を除く会員総数の4分の3以上の多数決により、その会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) 本会の理念・目的に反する行為をしたとき。
- (3) 本会の社会的信用を著しく損なう行為があったとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2. 理事の役職及び人数は次のとおりとし、その他の役職は適宜必要に応じて設けることが出来るものとする。

会長 1名

事務局長 1名

会計担当理事 1名

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において団体会員の構成員または個人会員及び理事会推薦者の中から選任する。

2. 理事の役職者は総会において選任する。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者及び三親等以内の親族が3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事または本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は本会を代表し、その業務を統括する。

2. 理事は、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、会長が予め指名した順序によりその職務を代行する。

3. 事務局長は、出納及び会計業務を除く業務全般を掌理し、総会及び理事会に対し業務の報告を行うとともに総会及び理事会の議決に基づき日常の業務を執行する。

4. 会計担当理事は出納及び会計業務を担当する。

5. 理事は理事会を構成し、この定款及び総会の議決に基づき本会の業務を執行する。

6. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要ある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況または本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3. 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。

(欠員補充)

第17条 総会で議決した理事数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

2. 監事が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。

(事務局)

第20条 本会は、業務を遂行するために事務局をおくものとする。

2. 事務局長は、業務を円滑に推進するために、総会の承認を得て、事務局長補佐を指名することができるものとし、その任期は1年とする。

3. 事務局には必要に応じて職員を置くことができる。

4. 職員の任免は、理事会の承認を得て会長が行う。

第5章 総会

(種別)

第21条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、団体会員及び個人会員（以下「正会員」という）をもって構成する。

(議決事項)

第23条 総会は次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任または解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項
（開催）

第24条 通常総会は毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 本定款第15条第6項第4号の規定に従い監事から招集があったとき。

（招集）

第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも会議日の7日前までに通知しなければならない。

（議長及び議事録作成者等）

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

2. 議事録作成者1名及び議事録署名人2名は出席者の中から議長が指名し、出席者の過半数の同意を得て選任される。

（定足数）

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。但し、定款の変更、解散及び合併については正会員総数の4分の3以上の出席がなければならない。

（議決）

第28条 総会における議決事項は、本定款第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、十分な審議を尽くしたうえで、この定款に規定するもののほか、議長を含む出席した正会員の過半数をもって決する。

（議決権等）

第29条 総会における各正会員の議決権は平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、または他の正会員を代理人として議決を委任することができる。

3. 前項の規定により議決した正会員は、前2条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4. 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数と出席した正会員数（議決権行使書を提出した者または代理人に議決権の行使を委任した者の数を付記する）
 - (3) 議長及び議事録署名人の選任に関する事項
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事に関する主な質疑応答
 - (6) 議事に関する主な意見
 - (7) 議決の結果
2. 議事録は、議事録作成者が作成し、議長及び議事録署名人が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会が議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって請求があったとき。
 - (3) 本定款第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
2. 理事会は、必要に応じて書面による開催も可能とし、運用については別に定める。

(理事会の招集)

第34条 理事会は会長が招集する。

2. 会長は、前条2号及び3号の規定による請求があった時は、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長が務める。

(理事会の定足数)

第36条 理事会は、理事総数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することはできない。ただし、あらかじめ通知された事項について書面による意思表示をした者は、出席したものとみなす。

(理事会の議決)

第37条 理事会の議事は、議長を含む出席理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは否決とする。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2. 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名、押印しなければならない。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第39条 本会は会務の円滑な運営と適正な事業の執行を図るため、本定款第5条に定める事項につき、専門的見地に基づく具体策の検討を行うための専門委員会を設置することができる。

2. 専門委員会の委員は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。専門委員会は、前項の検討結果を理事会に報告し、必要な提案を行うことができる。

3. 専門委員会には、必ず責任者を置かなければならない。

4. 専門委員会は、当該専門委員会の責任者が必要と認めたとき開催する。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 本会の会計は、次の原則にしたがって行うものとする。

- (1) 収入及び支出は予算に基づいて行うこと。
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (3) 財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (4) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画及び予算)

第43条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び修正)

第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または修正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 本会の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続の開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2. 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 本会が解散したときに残存する財産の帰属先は、法第11条第3項の規定に従い、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により決する。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 本会の公告は、本会の事務所に掲示するとともに官報に掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、総会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

1. この定款はこの法人の成立の日から施行する。
2. 本会の設立当初の事業及び会計年度は、法人成立の日から2009年6月30日までとする。
3. 本会の設立当初の役員は第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、本定款第16条の規定にかかわらず法人成立の日から2009年6月30日までとする。

理事 会長 瀬戸山誠之

理事 副会長 青木 幹

理事 事務局長 山田 毅

理事 会計担当 谷口憲一

理事 増田 博

理事 岡崎 孚

理事 山村隆男

監事 乾 光男

4. 本会の設立当初の年会費は次のとおりとする。

団体会員 12,000円

個人会員 3,600円

賛助会員 一口 1,000円

ただし、年度途中から入会した場合は、入会月より起算し年度残り月数分の会費を払うものとする。その場合の月額会費は、団体会員1000円、個人会員300円とする。